

成田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、運転免許証の自主返納をした高齢者に対し、交通系ICカードを給付することにより、高齢者の運転免許証の自主返納及び公共交通機関の利用を促進し、もって高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する免許証であって、有効期間内であるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての免許（法第84条第1項に規定する免許をいう。以下同じ。）の取消しを申請し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により通知を受けることをいう。
- (3) 高齢者 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の者をいう。
- (4) 交通系ICカード 10,000円に相当する額（預り金に相当する額を含む。）の公共交通機関で導入されているICカードであって、市長が別に定めるものをいう。

(対象者等)

第3条 交通系ICカードの給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、運転免許証の自主返納をした者であって、運転免許証の自主返納をした日及び次条第1項本文の規定による申請を行う日において高齢者であるものとする。

2 交通系ICカードの給付は、1回を限度として行うものとする。

(申請等)

第4条 交通系ICカードの給付を受けようとする者は、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書兼誓約書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 道路交通法施行規則第30条の9第4項に規定する通知書
- (2) 住民票の写し

(3) 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書その他の本人確認ができる書類（対象者の委任による代理人が申請する場合にあっては、委任状及び代理人の本人確認ができる書類）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、運転免許証の自主返納をした日から起算して1年以内にしなければならない。

（給付等）

第5条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付台帳に所定の事項を記載し、当該申請をした者に交通系ICカードの給付を行うものとする。

（返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により交通系ICカードの給付を受けた者がいるときは、当該交通系ICカードの給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行し、同年4月1日以後に運転免許証の自主返納をした者について適用する。

[別記様式 略]